

第32回・第3期第13回宝塚市協働のまちづくり促進委員会 議事録	
開催日時	平成30年11月19日（月）18：30～20：00
開催場所	宝塚市役所3階 特別会議室
次 第	1 開 会 2 新委員の紹介 3 議事録 協働のまちづくり促進委員会（第31回・第3期第12回）議事録 4 議 事 （1）「まちづくり協議会」の条例への位置付け等について ア 作業班からの報告 5 その他 6 閉 会
出席委員	久会長、足立委員、飯室委員、成瀬委員、平石委員、石谷委員、田中委員、中山委員、野田委員、檜垣委員、牟田委員、喜多委員、光村委員、藤本委員、福永委員
開催形態	公開（傍聴人2名）

1 開会

事務局から、本日の出席者は12名、欠席者は4名であること、宝塚市協働のまちづくり促進委員会規則第5条第2項に規定する過半数の出席要件を満たしているため、会議が成立していること、及び傍聴希望者は2名であることを報告した（3名遅れて出席のため、最終出席者は15名）。

2 議事録（次第3）

「協働のまちづくり促進委員会（第31回・第3期第12回）議事録」の内容が確認され、以下1点を修正したものを議事録とすることが承認された。

- ・2頁 作業班の報告⇒「・上記の認識の共有に至る経過では、「まちづくり基本条例に『まちづくり協議会はその一端を担う』というシンプルな一行を追加したら十分ではないか」という意見も出たが、その内容だけでは条例改正の説明が難しいということになり、最終的に上記の結論となった。」を追加。

3 新委員の紹介（次第2）

事務局より、新委員である牟田委員の紹介を行った後、牟田委員より、ご挨拶いただいた。

4 議事

- (1) 「まちづくり協議会」の条例への位置付け等について

【作業班からの報告】

- ・11月14日に行われた作業班では、参考となる他市条例全文を基に話し合いを行った。
- ・内容、主な意見については以下の表のとおり。

内容	主な意見
<p>新条例策定にあたっての考え方 (全般)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・宝塚市まちづくり基本条例、市民参加条例及び、協働の指針の内容との整合性をとる必要がある。 ・協働をどのように進めるかという規定があると思う。参考になるのは、掛川市自治基本条例第5章。この部分をベースに、他の内容をどれだけ付け加えていくか。 ・「まちづくり協議会」「自治会」「市民活動団体」をそれぞれ明記することは必要。 ・条例は、原則的な内容のみを盛り込み、シンプルで分かりやすく。詳細(例えば各種団体への支援方法等)については、細則等で別に定めるのがよい。 ・「明石市協働のまちづくり推進条例」は構成がしっかりしており、とても内容が充実している。この条例を参考にしながら、必要な部分だけを残していく方法もある。
<p>総則 (定義、理念、原則)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・条例の「趣旨・目的」、用語の「定義」、「基本理念・基本原則」は必要。 ・新条例と「宝塚市まちづくり基本条例」との関連性を示す条文をいれる(「趣旨・目的」等)。
<p>まちづくり協議会・計画 (定義、活動、領域、構成員、運営)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・掛川市(地区まちづくり協議会)、草津市(まちづくり協議会)のように、本市も「まちづくり協議会」という名称を明確に規定すべき。 ・「定義」、「活動」、「領域(概ね小学校区に1つ)」また、「まちづくり計画」についての記載は必要。 ・「構成員(地域の全ての住民～)」、「運営(民主的で開かれた運営～、自治会が中心的な役割を担う～等)」についても記載すべき。 ・「地域ごとのまちづくり計画」を市の総合計画に関連付ける内容の条文を入れるべき。 ・公金を支出している団体として「市が認定する」という手続きの規定も必要か。 ・明石市協働のまちづくり推進条例第22条のように協定についての規定まで盛り込めば、まちづくり協議会について、よりしっかりした枠組みが担保されるのではないか。

<p>市民活動団体(自治会、NPO等)</p>	<p><自治会について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地縁による団体」等に記載ではなく、はっきりと「自治会」と明記すべき。市内に町内会と名乗っているところはない。 ・「まちづくり協議会」の主要な構成員(中核)であり、最も基礎的な活動を担っていることを規定すべき。 <p><市民活動団体等について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「市民活動団体」の規定は、掛川市協働のまちづくり推進条例第13条(市民活動団体等の役割)を参考に、原則のみ規定しておくのがよいのではないか。 ・団体への支援等について、細かい規定は細則等で記載すべき。 ・市から市民活動団体等への支援については、活動に公益性がある(市民『公益』活動団体)ことや、協働のまちづくりに参加していること等、すべての団体への支援ではなく、一定のフィルターを設けるべき。 <p><中間支援組織について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・位置付けている自治体と、そうではない自治体がある。 ・様々な分野(文化芸術、国際交流等)の中間支援組織があり、一概に定義付けするのは難しいのでは。 ・草津市協働のまちづくり条例第22条では、中間支援組織を市が指定している。そこまでは規定しない方がよいと思われる。
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域交付金の規定を入れるかどうかは今後の議論。 ・条例の見直し条項が必要か。 <p>→わざわざ規定しなくても、必要があれば見直すという考え方もある。見直し条項があった方が、放置されることは防げる。</p>

・今後の作業班の内容について、次回まではディスカッション形式で行い、次々回では条例を形作っていくということになった。

【その他議論】

上記「作業班からの報告」の後、議論が行われた。議論で出た意見としては以下のとおり。

ア 宝塚市まちづくり基本条例の第3条の「地域コミュニティ」との関連性を新しい条例で作れということ。協働の指針などに関連する部分ではできるだけ省略すればよい。さらに、その下に細則などがぶら下がっていくことになるだろう。市民活動団体については、公益のものにしぼるのかという点やどういう言葉で表すかという点で議論があった。

イ (会長) 明石市を1つのベースに考えて抜粋していくか、あるいは、掛川市の第24条など、良いところを付加していくという感じになると思う。あっちこっちつまみ食いするというよりも、1つをベースに置いて、追加削除しながらやっていくというイメージかと思う。

ウ 改めて作るということだが、今まで作成してきた協働の指針などで使っている言

葉と条例で使う言葉を合わせていくことが必要。同じ内容であるのに言葉が違っていると迷いや誤解を生む。できる限りのとってほしい。

エ（会長）条例にしていくには法律の文章のチェックが入るので、若干変わる可能性はあるが、大筋は変えないということできると思う。

オ 個人的な質問であるが、例えば、明石市は、自治基本条例が平成22年にできて、協働のまちづくり推進条例が平成28年にできているが、6年間は試行錯誤の形で進んで行ったのか。ほとんどの市が自治基本条例が先にできていて、協働のまちづくり推進条例は平成26、27、28年などと新しい年度が多いが、これは協働の形が変わっていったことを追ってのことか。

カ（会長）これはいくつかのパターンがあると思う。先に条例や仕組みをしっかりと作って実態を動かしていくタイプと、明石市のように実態を作りながら実態を確保する形で条例化をしていくタイプがある。後者であれば、実態を作っていく時間がかかるから数年遅れると思う。

キ 実態を作りながらしっかりと検証する時間が取れたという理解でよいか。

ク（会長）そういうふうに理解ができると思う。

ケ（会長）形から入っているところは、まだ協議会が数えるほどしかできていないというところもある。それは、形はあるが、実態をどう伴わせるかというところに今、時間をかけている段階だと思う。

コ 先に作った形があまりよくなかったという場合もあるのか。

サ（会長）美しい理想的な形を作っているため、運用の中でこれは難しいという部分は出てくることもあるが、最終ゴールとして理想的な形を書いており、数年後はこの理想的な形まで行こうとなるので、作った形の内容を変えていこうというところまではなかなかならない。まちづくり協議会のシステムを作る際にどういう形で作るかというのもあり、形をしっかりと作ろうとする市もある一方で、実態から入っていこうという市もある。三田市は、仕組みを作るときに地域の方と議論をしながら3年ぐらいかかっている。そのときに、小学校区が原型だが、地域によって区域を変えたほうが良いのではないかとなり、「概ね」ということになった。また、交付金を渡す際、人件費も必要となり、事務局の人件費にも使えるように交付金の仕組みを作ったりするなど、これから動かそうとされる方のご意見を賜りながら一緒に仕組みを作っていた。一方で、いろんなところを勉強しながら理想形を作っていくというタイプの市もあり、仕組みづくりにも色々なタイプがある。

シ 自治会の会則は毎年総会の際にチェックをしてどんどん改正をしている。宝塚市まちづくり基本条例は平成14年にできて、今まで見直しがされているのかどうか。また、明石市自治基本条例38条「市長等は、この条例の施行後、5年を超えない期間ごとに、この条例の内容が本市にふさわしく、社会情勢に適合しているかどうか検証し～」とあるところをどう考えるか。時代の流れに伴うため、期間を定めて見直す必要があるのではないか。

ス（会長）PDCAをどういう形でまわしていくかという点だと思う。見直し条文を

作っている明石市は、定例的に条例を見直していくことを宣言しているということ。ちゃんとまわっているかどうかをPDCAでチェックしていく中で、条文そのものを見直す際、部分的に見直すことも可能なので、どういう形で評価をしていくかという点もポイントだと思う。

セ（会長）本日の配布資料の「まちづくり基本条例の関連条例一覧表」について、対象審議会が載っている。この対象審議会がそれぞれの条文の内容は何らかの形でチェックをしていると思うが、まちづくり基本条例全体をだれが評価をして見直しを行っているかというところが今のところははっきりしておらず、これは協働のまちづくり促進委員会の仕事かもしれない。よって、見直しが必要ということになれば、協働のまちづくり促進委員会で見直していくことが必要となる。また、例えば、パブリックコメントはパブリックコメント審議会や、職員倫理の場合は職員倫理の委員会が動いているわけなので、これらの委員会からいつもどういう評価をしているかという情報をもらいながら、全体について協働のまちづくり促進委員会チェックをしていけばよい。ただし、今、これが義務ではないのは、見直し規定がないから。そこで、これを条文にして義務とするのか、あるいは、運用上で定例的にやっていくのか、両方考えられると思う。作業班で検討いただく際、条文にして一定の義務を課す形にするのか、それとも、運用でやっていく形にするのか検討の余地はある。

ソ 事業ごとの基本条例を作った上でさらに個別の条例ができてくることをイメージした際、どの段階で見直し規定を入れればよいのか。全体像をはっきりさせる論議をしていけば、どこに見直し規定を入れるのか分かってくるのではないか。すべてのところに見直し規定を入れなくてもよいのではないか。

タ（会長）細かい問題で重要なのは、何年で見直すのかという点。5年、10年はキリがよく、10年だと長いので5年にしているというのが明石市の考え方だと思う。最近増えてきている考え方としては4年というのもある。4年は議員及び市長の任期。市長や議員の任期中に1回は見直しましょうという意図がある。

チ（会長）根本論の話をする、条例化するという意味は大きく2つある。日本で初めてまちづくり基本条例を作ったのは北海道ニセコ町であるが、町長が変わるかわらないにかかわらず、未来永劫同じような形で進められる基本的な姿勢を宣言するという形で条例化するというのが1つの意味。もう1つの意味は、条例を決定するのは議会であり、議会で決定するという事は私たちが選挙で選んだ議員が決定することであるため、間接的に市民全員が決めるということになり、ここに非常に重要な意味がある。最終的に条例案を我々が提案し、事務局を通じて議会に提出し、議会で議員の方が議論をして、そこで最終決定がなされる。議会が決めるということは、間接的に市民全員が認めるということになり、非常に大きなことになっていく。未来永劫同じような形をとっていくという担保性という問題と、市民全員が納得して決めたんだという手続きの問題が、条例化をする重要な意味となる。逆に、条例化をしていないということは、一部の人が自分たちで決めたということになってしま

うため、条例化はすごく意味のあること。

ツ 自治会の位置付けについて、基礎的コミュニティ（自治会）など書いているところがある。また、明石市は「協働のまちづくり推進組織を構成する主要な団体」という言葉を使っている。はっきりと自治会と入れたほうが今の宝塚市はすっきりすると思うが、そこをどう考えるか。意外な意見として、まちづくり協議会は自治会が入っているが、コミュニティは自治会以外の活動団体だけの活動で自治会は入っていないという意見が出た。また、まちづくり協議会の総会資料を見ても自治会のことは一言も出てこないじゃないかという意見が出て驚いた。自治会は基礎的には一番小さい地域のコミュニティの活動をしているが、自治会は広域的にもまとまって活動しているため、この点をどう整理すればよいか。

テ（会長）まちづくり協議会の総会資料の中に自治会が具体的にどこに現れるかということだと思う。いろんな取り上げ方があり、議決機関の中に自治会長がこういう形で位置付いているということを文言や図で示す手もある。これは、見える化されていないという問題だと思う。自治会だけでなく、PTAや子ども会、民生委員など様々な活動をされている方や団体が存在するが、これらの方々とまちづくり協議会がどういう関係性にあるのかという分かりやすい図ができ上がってくると皆さん納得できるのだと思う。丹波市では、すべてのまちづくり協議会に協力いただき、組織図を出してもらった。見事に皆さん違う。お互いどれくらい違うかを理解し合いながら学び合えるところは学び合っていきましょうとやっていっている。その中では、自治会が明文化されているところもあればされていないところもある。そこをどういう形で考えるか。中核とはこういうことなんですよという逐条解説に使えるネタにもなる。

ト まちづくり計画の原案は、ほとんどの場合、自治会が作っている。自治会無くしてまちづくり計画はできないという声もよく聞く。まちづくり協議会のあり方そのものはみんな違う。自治会がガチッとまちづくり協議会を構成しているところもあるし、色々あるため条例の中でどう表現するか難しいが、自治会が中核であるという結論にどうしてもなってしまう。中核と言い切っていいかは微妙だが、9割方言える。

ナ まちづくり協議会の役員に自治会長が入っているのであれば、自治会がどうこうという規定をする必要は特にないのではないか。

ニ 自治会も各団体もそれぞれの組織の動きがあり、それぞれの組織で総会したりして総括をしている。まちづくり協議会は団体が集まっているが、まちづくり計画の中で中心となるのは「事業」である。防災事業をまちづくり協議会で取り上げたら、それを行うのは、具体的には自治会や個人など色々であるが、各団体の活動ではなく、その「事業」の総括を入れればよい。例えば、福祉部といっても構成員としていろんな団体が入っているため、一つ一つの団体の報告が来るが、すべて福祉部会の活動に見えてしまうため、整理し総括しなければならない。

ヌ それぞれのやり方がみんなあるので、それをこうしなさいとすると逆に問題が起

- きる気がするため、どういう表現をするか難しい。中核という言葉がどこまでの縛りになるのかというのもあると思うが。
- ネ 自治会を定義しようかというところは不要だと思う。今頃やりだしたら大変なことになる。
- ノ（会長）まちづくり協議会と自治会の関係をこの条文の中でどのようにうたっていくか。
- ハ 宝塚市や他市で、中核、主要、中心とあるのは、自治会がやっぱり一番基礎的なコミュニティであり、他のボランティア団体だけではできないよということを言いたいのだと思う。
- ヒ 自治会＝住民だという考え方。住民を表現しようと思ったら自治会がないと表現できない。
- フ 自治会が議決機関に入るということは、自治会を概ね住民の代表として認めていだろうという考え。
- ヘ（会長）自治会に加入していない方もいる。そういう住民と自治会をまちづくり協議会の中でどういう位置付けにしていくのか。自治会だけ見ていたらダメで、自治会に入っていない住民のことも一緒に考えていくことで、まちづくり協議会はどういう形でそれぞれに関係していくかということが見えてくると、また色々なことが見えてくる。
- ホ 自治会のエリアごとの住民の数によって評議員を選ぶ。選ぶ際には、自治会の中から限らず、住民の中から選んでくださいということを前提としていたが、何年か経つと自治会の役員しか選ばれないようになった。
- マ まちづくり計画については、自治会を通じてアンケートを取った。それは、会員・非会員関係なく、全住戸にアンケートを取って、回収等を自治会に委託して行った。
- ミ 非会員は自治会が回収できないところもあるので、コープなどに回収箱を置いて回収できるようにした。
- ム こういうことを通じて非会員が会員になっていくこともあった。うちの地域については会員、非会員区別なく扱っている。ただ、処理に関しては自治会を通さないと難しいのでお願いをしている。他地域がどうされているか分からないが。
- メ（会長）作業班の話に戻すと、主要、中心、中核という言葉のどれが宝塚市にフィットするのか。また、言い方が意味するもの、言い方がイメージさせるものが何なのかを議論してもらい、一番分かりやすいかつ実態を表しているような言葉遣いを見出していただくとありがたい。例えば、中心という言い方は真ん中にいるというイメージが出てくるので、本当にそうなのかというところがある。中核だと真ん中ではないが、しっかりと核になっているというイメージ。
- モ 中核は見事な表現である。うまく表現されていると思う。運営しやすい。
- ヤ 主要が一番良いかなと思う。
- ユ（会長）また作業班で良い言葉を見つけてもらえればよいかと思う。その見つけるに至ったプロセスも一緒に報告してほしい。こういう言葉遣いはこういうメリット

があるけれどもこういうデメリットを感じたというようないわゆる星取表のようなものを作ってください、示してもらえれば議論しやすくなる。

ヨ 今やろうとしているのはまちづくり協議会の位置付けである。まちづくり協議会の運営の点については、中の話なので細則のようなもので別に作ればよい。それよりも先に大元になる位置付けについて先行して決めるべきだと思う。自治会との関係の話をしていたら位置付けは決まらないと思う。今まである「自治会は中核」という考えの基にまず、まちづくり協議会の位置付けを決めてしまっ、後から運営の部分を決めていけばよい。ただし、議論することは大変重要なので、いくらしてもよいと思う。

ラ (会長) 明石市の条例をベースにするならば、明石市は協働のまちづくり推進条例なので、協働のまちづくりをどう進めていくかが一番大きな柱。その中の重要な一つのものとしてまちづくり協議会が位置付いているという関係のため、これから我々が作っていく条例は、まず、柱としてどういう条例なのかということ言うと、必ずしもまちづくり協議会だけではないので、その辺りも作業班で議論してほしい。

リ 前々回において、自治会とまちづくり協議会の関係についてだいぶ議論されていた。まちづくり協議会の条例を作るが、自治会組織のことをどう表現していくか、どう条文をいれていくかという点は、一つのチャンスとして、今回しっかりと自治会組織としての条文をまちづくり協議会の条例の中にどのように入れていくかということは絶対に議論していかなければならない。慎重な議論が必要であり、かつ、重要な問題だと思う。この前の議論でも自治会は無視できないという意見が出ていた。自治会をないがしろにするべきでないと思う。

ル 自治会に対してはまちづくり協議会の中でも色々と思っている方もいる。構成員であるが、会議の際、自治会の方が出てこないこともある。まちづくり協議会の中で自治会は大事な位置付けにあるということを上手な言葉で納得して分かってもらえるようなものを作りたい。自治会は歴史が長いため、まちづくり協議会と比較して自治会の方がどうやなどと言われる方は多い。自治会の代表者の方に分かってもらうためにもみんなが気持ちよく進めていける言葉が見つかったらよいと思う。

レ ある地区のまちづくり協議会の中には、自治会長さんが役員で入ったり、兼務したりしていることもあるし、そうすべきだと思う。

ロ (会長) また作業班で試行錯誤していただいて、そのプロセスも一緒に報告いただくと議論を共有できると思う。重たい宿題ではあるが、議論を重ねていただけたらと思う。

ワ NPOについて、本日の配布資料に記載のあるように様々なものがあるのか。

ヲ NPO法の第1条に公益に資する団体と書いてあるので、それは認証制のため、書類がそろって、そのように書かれていれば認証される。公益に資する団体であればNPOとなる。事務所を宝塚に置いても、活動は全国だったり、他県だったりということもある。

ン 宝塚が支援する団体は宝塚の公益に資するかどうかで選べばよい。NPOだから

とって何でも支援するという事ではない。

ア 一律にお金をばらまくというのは大反対。地域のコミュニティとどれだけ密着しているかという補完的なところも備えているNPOをきちっと見る目が必要。

イ NPO法ができて20年経つ。兵庫県内の活動が10年以上のNPOに対するアンケートにおいて、地縁組織とどれだけ付き合いがありますかという設問があり、ほとんどのNPOが地縁組織と付き合いがないと回答している。付き合いたいという団体がほとんどであるが、付き合い方が分からない、どこに手を出していつて手をつないでよいか分からないという団体がほとんどであった。まちづくり協議会とつながりたいNPOはあると思う。あるNPOが設立された際、関係するまちづくり協議会で自分たちの活動を発表されて、そのときにまちづくり協議会の方が拍手をしてくださり、それが励みになったとそのNPOの方が話していた。

ウ (会長) 社会が評価してくださいねというのがNPO法の位置付けである。どれだけ会員が集まっているか、どれだけ寄付をいただいているか、あるいは、どれだけ他の団体又は地域団体とパートナーシップを結べてるかどうかというようなところでうまくいっているNPOとそうでないNPOが峻別されるようなことがどんどん進んでいけばよいのかなと思う。リストだけ見るだけでは中々見えてこない。実際にお付き合いをしていかないと見えてこない。

エ 市内NPO法人一覧表に地域も書いてほしい。

オ 自宅を事務所としている場合もあり省略している。また、実際の活動場所と事務所の所在地は違うことがある。

カ 117団体という数は他市と比べて多いのか。

キ 阪神北県民局管内では多い。

ク 休眠中のNPOとはどういう状態であるのか。

ケ 事業報告などの書類は毎年、県に提出している。復活しようと思えば自分たちで事業を始めれば復活できる。内閣府のNPO法人ポータルサイトを見れば全国のNPO法人の事業報告、決算報告が出ている。

4 その他

- (1) 事務局より、市民ワークショップの参加者募集のチラシの説明を行った。
- (2) 事務局より、市民説明会のプロジェクトチーム会議の内容について報告を行った。また、市民説明会の開催日は平成31年2月2日(土) 13:30~15:30、場所は西公民館である旨、伝達した。

5 閉会

以上